

(社) 東洋音楽学会 東日本支部 第 135 回定例研究会 発表要旨

第二バチカン公会議以降における日本のカトリック聖歌について  
— 儀礼としてのミサの流動性と典礼暦との観点から —

永原恵三  
(放送大学客員教授/  
お茶の水女子大学名誉教授)

1962 年～65 年に開催された第二バチカン公会議において発布された『典礼憲章』に基づいて、世界のカトリック教会では同一の(普遍的) 典礼が行なわれている。日本の典礼においても公会議以降に日本で作曲されたカトリック聖歌、およびそれ以前から用いられていた聖歌も含めて、多くの聖歌群が歌われ、かつ、現在も新たな聖歌が加えられている。

本発表では、この聖歌群が歌われる場であるミサを儀礼のコンテクストのなかに置くことによって、年間を通じて行なわれるミサの流動性あるいは可変性と典礼暦(教会暦)の観点から、現在のカトリック聖歌の機能やその担い手である聖歌隊について検討することを目的とする。

『典礼憲章』(*Sacrosanctum concilium*) は 1963 年 12 月 4 日に、第二バチカン公会議第二会期終了の「公開会議」で可決された。これに伴って各国の典礼を具体的に刷新する活動が開始され、日本では 1969 年に新しい「ミサの式次第」が刊行されて、11 月から実際に用いられることとなった。ミサの形態的な変化は「背面形式」から「対面形式」で、言語はラテン語から各国語(日本語)になった。1970 年 3 月には『ローマ・ミサ典礼書』規範版が発行されて、78 年には日本語訳『ミサ典礼書』が発行された。さらに、2022 年 11 月から日本では改訂版「ミサの式次第」が実施され、日本語訳が見直されている。

この『典礼憲章』の第六章は「教会音楽」と題され、なかでも 114 条において求められているのは、聖歌が典礼行為の中で、司式者、聖歌隊、信徒による「行動的参加」(『第二バチカン公会議公文書改訂公式訳』: 96) を表わすものとなる、ということである。ミサという儀礼(典礼)は典礼暦に基づいて毎日異なり、それに伴って聖歌もまた異なる。ミサの言葉に対応した様々な聖歌は、ミサの流動性や可変性、また典礼暦との関係性を考える基点となり得るのである。